

原子力発第18241号
平成30年11月30日

愛媛県知事
中村時広殿

四国電力株式会社
取締役社長 佐伯勇人

原子炉施設保安規定変更の補正に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 補正の理由

原子炉施設保安規定変更認可申請後の原子力規制庁の審査が実施されているが、「火山灰対策における考え方の再整理」に基づく変更が必要となったこと、および審査の過程で、実施事項の詳細を追加することが必要となったことから補正する。

2. 補正の概要

平成30年6月26日付事前連絡した原子炉施設保安規定変更の記載内容の一部を補正する。

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請の補正

補正前	補正後	備考
<p>添付2 火災, 内部溢水, <u>火山現象 (降灰)</u> および 自然災害対応に係る実施基準 (第17条, 第17条の2, <u>第17条の2の2</u> および第17条の3 関連)</p>	<p>添付2 火災, 内部溢水, <u>火山現象 (降灰)</u> および 自然災害対応に係る実施基準 (第17条, 第17条の2, <u>第17条の2の2</u> および第17条の3 関連)</p>	<p>実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則の改正 に伴う変更 (本頁変更なし)</p>

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: center;">火災，内部溢水，<u>火山現象（降灰）</u>および自然災害対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は，火災が発生した場合，発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合，<u>火山影響等発生時</u>およびその他自然災害が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>(中略)</p> <p><u>3 火山現象（降灰），降雪</u></p> <p>防災課長は，<u>火山影響等発生時</u>および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の<u>3.1</u>項から<u>3.4</u>項を含む計画を社内規定として策定し，所長の承認を得る。</p> <p>また，各課長は，計画に基づき，<u>火山影響等発生時</u>および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p><u>3.1 要員の配置</u></p> <p>所長は，<u>火山影響等発生時</u>または降雪の発生により災害（原子力災害を含む。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，第120条に定める組織を整備し，原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。</p> <p><u>3.2 教育訓練の実施</u></p> <p>(1) <u>火山影響等発生時</u>および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については，第130条および第131条に基づき実施する。</p> <p>(2) <u>各課長は，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対して，その役割に応じて，火山影響等発生時の非常用ディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的</u>に実施する。</p>	<p style="text-align: center;">火災，内部溢水，<u>火山現象（降灰）</u>および自然災害対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は，火災が発生した場合，発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合，<u>火山影響等発生時</u>およびその他自然災害が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>(中略)</p> <p><u>3 火山現象（降灰），降雪</u></p> <p>防災課長は，<u>火山影響等発生時</u>および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の<u>3.1</u>項から<u>3.4</u>項を含む計画を社内規定として策定し，所長の承認を得る。</p> <p>また，各課長は，計画に基づき，<u>火山影響等発生時</u>および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p><u>3.1 要員の配置</u></p> <p><u>(1) 所長は，火山影響等発生時または降雪の発生により災害（原子力災害を含む。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，第120条に定める組織を整備し，原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。また，休日・夜間に発生した場合に備え，第12条に定める要員を確保する。</u></p> <p><u>a. 要員の招集</u></p> <p><u>所長は，気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合，気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合，社内規定に定める対策組織の要員を招集して活動する。また，休日・夜間においては，社内規定に定める対策組織が構築されるまでの間，第12条に定める重大事故等対応を行う緊急時対応要員を活用する。</u></p> <p><u>3.2 教育訓練の実施</u></p> <p>(1) <u>火山影響等発生時</u>および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については，第130条および第131条に基づき実施する。</p> <p>(2) <u>各課長は，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対して，その役割に応じて，火山影響等発生時の非常用ディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的</u>に実施する。</p>	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更（実施事項の詳細を追加）</p>

補正前	補正後	備考
<p><u>3.3 資機材の配備</u></p> <p>(1) 各課長は、<u>火山影響等発生時または降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な、屋外における降下火砕物等の除去作業時に使用する道具および防護具等を配備する。</u></p> <p>(2) 各課長は、<u>火山影響等発生時の対応に必要な非常用ディーゼル発電機に取付ける火山灰フィルタその他の資機材を配備する。</u></p> <p><u>3.4 手順書の整備</u></p> <p>(1) 各課長は、<u>火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内規定に定める。</u></p> <p>a. 降下火砕物の除去または侵入防止</p> <p>各課長は、降灰が確認された場合は、状況に応じて外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止または中央制御室空調系を閉回路循環運転とすることで、建屋内への降下火砕物の侵入を防止する。</p> <p>また、各課長は、降灰が確認された場合は、換気空調設備の外気取入口の平型フィルタについて、平型フィルタ差圧を確認するとともに、状況に応じて清掃や取替えを実施する。</p> <p>b. <u>非常用ディーゼル発電機の機能を維持するための対策に関すること</u></p> <p><u>各課長は、火山影響等発生時において、非常用ディーゼル発電機の機能を維持し、原子炉の停止等の操作を行えるよう、火山灰フィルタの取付けおよび火山灰フィルタエレメント取替を実施する。</u></p>	<p><u>3.3 資機材の配備</u></p> <p>(1) 各課長は、<u>火山影響等発生時または降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な、屋外における降下火砕物等の除去作業時に使用する道具および防護具等を配備する。</u></p> <p>(2) 各課長は、<u>火山影響等発生時の対応に必要な非常用ディーゼル発電機に取付ける火山灰フィルタ (500 メッシュ) その他の必要な資機材を配備する。</u></p> <p><u>3.4 手順書の整備</u></p> <p>(1) 各課長は、<u>火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内規定に定める。</u></p> <p>a. 降下火砕物の除去または侵入防止</p> <p>各課長は、降灰が確認された場合は、状況に応じて外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止または中央制御室空調系を閉回路循環運転とすることで、建屋内への降下火砕物の侵入を防止する。</p> <p>また、各課長は、降灰が確認された場合は、換気空調設備の外気取入口の平型フィルタについて、平型フィルタ差圧を確認するとともに、状況に応じて清掃や取替えを実施する。</p> <p>b. <u>非常用ディーゼル発電機の機能を維持するための対策に関すること</u></p> <p><u>火山影響等発生時において、非常用ディーゼル発電機の機能を維持し、原子炉の停止等の操作を行えるよう、火山灰フィルタの取付けおよび火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃を実施する。</u></p> <p><u>(a)非常用ディーゼル発電機への火山灰フィルタの取付け</u></p> <p><u>各課長は、火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃が可能な火山灰フィルタの取付けを実施する。</u></p> <p><u>ア 手順着手の判断基準</u></p> <p><u>気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径 160km）内の活火山に 20km 以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</u></p> <p><u>(b) 非常用ディーゼル発電機の火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃</u></p> <p><u>各課長は、非常用ディーゼル発電機が起動した場合において、火山灰フィルタの閉塞を防止するため、火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃を実施する。</u></p> <p><u>ア 手順着手の判断基準</u></p> <p><u>火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機が起動した場合</u></p>	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更（実施事項の詳細を追加）</p>

補正前	補正後	備考
<p>c. <u>中型ポンプ車および加圧ポンプ車による炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</u> 各課長は、<u>火山影響等発生時において、外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機が機能喪失し、ならびにタービン動補助給水ポンプが機能喪失した場合は、建屋内に配置した中型ポンプ車および加圧ポンプ車による蒸気発生器への注水を実施する。</u></p> <p>d. <u>タービン動補助給水ポンプによる炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</u> 各課長は、<u>火山影響等発生時において、外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機が機能喪失した場合は、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水を実施する。</u></p>	<p>c. <u>タービン動補助給水ポンプによる炉心の冷却機能を維持するための対策に関すること</u> <u>火山影響等発生時において、外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機2基の機能喪失が発生した場合、停止した原子炉の炉心崩壊熱の除去を維持継続するため、タービン動補助給水ポンプにより蒸気発生器へ注水し2次冷却系からの除熱を実施する。</u> (a) <u>タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</u> 当直長は、<u>タービン動補助給水ポンプにより蒸気発生器へ注水し2次冷却系からの除熱を実施する。</u> ア <u>手順着手の判断基準</u> <u>火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機2基の機能喪失が発生した場合</u></p> <p>d. <u>中型ポンプ車および加圧ポンプ車による炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</u> <u>火山影響等発生時において、外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機2基の機能喪失が発生した場合および補助給水機能喪失が発生した場合、停止した原子炉の炉心崩壊熱の除去を維持継続するため、建屋内に配置した中型ポンプ車および加圧ポンプ車により蒸気発生器へ注水し2次冷却系からの除熱を実施する。</u> (a) <u>中型ポンプ車および加圧ポンプ車の建屋内への移動および準備作業</u> 各課長は、<u>中型ポンプ車および加圧ポンプ車を降下火砕物の影響を受けないタービン建屋内へ移動し、蒸気発生器へ注水するためのホース敷設等の準備作業を実施する。</u> ア <u>手順着手の判断基準</u> <u>気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径 160km）内の活火山に 20km 以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</u> (b) <u>中型ポンプ車および加圧ポンプ車による蒸気発生器への注水</u> 当直長は、<u>火山影響等発生時において、外部電源喪失が発生した場合は中型ポンプ車および加圧ポンプ車により蒸気発生器へ注水するための事前の系統構成を実施する。</u> 当直長および発電所災害対策本部は、<u>火山影響等発生時において、外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機2基の機能喪失が発生し、かつ補助給水機能喪失が発生した場合は、中型ポンプ車および加圧ポンプ車により蒸気発生器へ注水し2次冷却系からの除熱を実施する。</u> ア <u>手順着手の判断基準</u> (ア) <u>事前の系統構成</u> <u>火山影響等発生時において外部電源喪失が発生した場合</u> (イ) <u>蒸気発生器への注水</u> <u>火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機2基の機能喪失が発生し、かつ補助給水機能喪失が発生した場合</u></p> <p>e. <u>緊急時対策所（EL. 32m）の居住性確保に関すること</u> 各課長は、<u>火山影響等発生時において、緊急時対策所（EL. 32m）で必要な活動を行うため、緊急時対策所（EL. 32m）入口扉の開放により居住性を確保する。緊急時対策所（EL. 32m）入口扉の開放時には、降下火砕物の侵入を防止するため、緊急時対策所（EL. 32m）入口扉（2箇所）に仮設フィルタを設置する。ただし、休日・夜間等、緊急時対策所（EL. 32m）の滞在要員が 10 名以下の場合は、緊急時対策所（EL. 32m）の入口扉を閉止することにより居住性を確保する。</u> (a) <u>手順着手の判断基準</u> <u>火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、発電所敷地内で降灰を確認した場合</u></p>	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更（「火山灰対策における考え方の再整理」に基づく変更および実施事項の詳細を追加）</p>

補正前	補正後	備考
	<p>f. <u>通信連絡設備等に関すること</u> <u>火山影響等発生時において、外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機2基の機能喪失が発生した場合、通信連絡設備等の電源を確保するため、建屋内に配置した300kVA電源車から給電する。</u></p> <p>(a) <u>300kVA電源車の建屋内への移動および準備作業</u> <u>各課長は、300kVA電源車を降下火砕物の影響を受けないタービン建屋内へ移動し、通信連絡設備等へ給電するためのケーブル敷設等の準備作業を実施する。</u></p> <p>ア <u>手順着手の判断基準</u> <u>気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</u></p> <p>(b) <u>300kVA電源車による代替電源（交流）からの給電</u> <u>当直長および発電所災害対策本部は、300kVA電源車から通信連絡設備等への給電を実施する。</u></p> <p>ア <u>手順着手の判断基準</u> <u>火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機2基の機能喪失が発生した場合</u></p> <p>g. <u>中型ポンプ車および加圧ポンプ車ならびに300kVA電源車の燃料（軽油）確保 および補給に関すること</u> <u>火山影響等発生時における中型ポンプ車および加圧ポンプ車ならびに300kVA電源車の燃料（軽油）を確保するため、ミニローリーに給油し、ミニローリーから補給を実施する。</u></p> <p>(a) <u>ミニローリーの建屋内への移動</u> <u>各課長は、ミニローリー2台に軽油タンクから軽油を給油したのち、降下火砕物の影響を受けないタービン建屋内へ移動する。</u></p> <p>ア <u>手順着手の判断基準</u> <u>気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</u></p> <p>(b) <u>ミニローリーによる燃料（軽油）補給</u> <u>発電所災害対策本部は、火山影響等発生時において、中型ポンプ車および加圧ポンプ車ならびに300kVA電源車へ、ミニローリーから燃料（軽油）補給を実施する。</u></p> <p>ア <u>手順着手の判断基準</u> <u>中型ポンプ車および加圧ポンプ車ならびに300kVA電源車の運転継続のために燃料補給が必要と判断した場合</u></p> <p>h. <u>2次系純水タンクの除灰に関すること</u> <u>各課長は、火山影響等発生時において、2次系純水タンクの機能を維持するため、2次系純水タンクの除灰を実施する。</u></p> <p>(a) <u>手順着手の判断基準</u> <u>気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合において、発電所敷地内で降灰を確認した場合</u></p>	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更（実施事項の詳細を追加）</p>

補正前	補正後	備考																																																		
<p>e. 保守管理, 点検 各課長は, 降灰が確認された場合は, 建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けられないこと, 降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するため, 設計対象施設等に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。 また, 上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については, 降灰および降雪の状況を踏まえ, 設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。</p> <p>f. 降灰時の原子炉施設への影響確認 各課長は, 発電所敷地内に降灰が確認された場合は, 原子炉施設への影響を確認するとともに, その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p>	<p style="text-align: center;">火山影響等発生時の主な作業</p> <table border="1" data-bbox="1501 344 2579 1136"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>b. (a)</td> <td>非常用ディーゼル発電機への火山灰フィルタの取付け※1</td> <td>緊急時対応要員</td> <td>6</td> <td>1時間5分</td> </tr> <tr> <td>b. (b)</td> <td>非常用ディーゼル発電機の火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃※1</td> <td>緊急時対応要員</td> <td>6</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>d. (a)</td> <td>中型ポンプ車および加圧ポンプ車の建屋内への移動および準備作業</td> <td>緊急時対応要員</td> <td>4</td> <td>1時間30分※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">d. (b)</td> <td rowspan="2">中型ポンプ車および加圧ポンプ車による蒸気発生器への注水</td> <td>運転員(現場)</td> <td>2</td> <td rowspan="2">45分</td> </tr> <tr> <td>緊急時対応要員</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>f. (a)</td> <td>300kVA 電源車の建屋内への移動および準備作業</td> <td>緊急時対応要員</td> <td>3</td> <td>2時間※3</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">f. (b)</td> <td rowspan="2">300kVA 電源車による代替電源(交流)からの給電(補助給水機能健全時)</td> <td>運転員(現場)</td> <td>2</td> <td rowspan="2">2時間</td> </tr> <tr> <td>緊急時対応要員</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">300kVA 電源車による代替電源(交流)からの給電(補助給水機能喪失時)</td> <td>運転員(現場)</td> <td>2</td> <td rowspan="2">1時間50分</td> </tr> <tr> <td>緊急時対応要員</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>g. (a)</td> <td>ミニローリーの建屋内への移動</td> <td>緊急時対応要員</td> <td>4</td> <td>1時間10分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 非常用ディーゼル発電機2基での作業 ※2 屋外作業は1時間10分 ※3 屋外作業は30分</p> <p>i. 保守管理, 点検 各課長は, 降灰が確認された場合は, 建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けられないこと, 降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するため, 設計対象施設等に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。 また, 上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については, 降灰および降雪の状況を踏まえ, 設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。</p> <p>j. 降灰時の原子炉施設への影響確認 各課長は, 発電所敷地内に降灰が確認された場合は, 原子炉施設への影響を確認するとともに, その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p>	No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	b. (a)	非常用ディーゼル発電機への火山灰フィルタの取付け※1	緊急時対応要員	6	1時間5分	b. (b)	非常用ディーゼル発電機の火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃※1	緊急時対応要員	6	2時間	d. (a)	中型ポンプ車および加圧ポンプ車の建屋内への移動および準備作業	緊急時対応要員	4	1時間30分※2	d. (b)	中型ポンプ車および加圧ポンプ車による蒸気発生器への注水	運転員(現場)	2	45分	緊急時対応要員	3	f. (a)	300kVA 電源車の建屋内への移動および準備作業	緊急時対応要員	3	2時間※3	f. (b)	300kVA 電源車による代替電源(交流)からの給電(補助給水機能健全時)	運転員(現場)	2	2時間	緊急時対応要員	4	300kVA 電源車による代替電源(交流)からの給電(補助給水機能喪失時)	運転員(現場)	2	1時間50分	緊急時対応要員	4	g. (a)	ミニローリーの建屋内への移動	緊急時対応要員	4	1時間10分	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更(実施事項の詳細を追加)</p>
No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																
b. (a)	非常用ディーゼル発電機への火山灰フィルタの取付け※1	緊急時対応要員	6	1時間5分																																																
b. (b)	非常用ディーゼル発電機の火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃※1	緊急時対応要員	6	2時間																																																
d. (a)	中型ポンプ車および加圧ポンプ車の建屋内への移動および準備作業	緊急時対応要員	4	1時間30分※2																																																
d. (b)	中型ポンプ車および加圧ポンプ車による蒸気発生器への注水	運転員(現場)	2	45分																																																
		緊急時対応要員	3																																																	
f. (a)	300kVA 電源車の建屋内への移動および準備作業	緊急時対応要員	3	2時間※3																																																
f. (b)	300kVA 電源車による代替電源(交流)からの給電(補助給水機能健全時)	運転員(現場)	2	2時間																																																
		緊急時対応要員	4																																																	
	300kVA 電源車による代替電源(交流)からの給電(補助給水機能喪失時)	運転員(現場)	2	1時間50分																																																
		緊急時対応要員	4																																																	
g. (a)	ミニローリーの建屋内への移動	緊急時対応要員	4	1時間10分																																																

補正前	補正後	備考
<p><u>3.5</u> 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、<u>3.1</u>項から<u>3.4</u>項で定めた計画に基づき、<u>火山影響等発生時</u>または降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p><u>3.6</u> 定期的な評価 (1) 各課長は、<u>3.5</u>項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、<u>3.1</u>項から<u>3.4</u>項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。</p> <p><u>3.7</u> 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は、<u>火山影響等発生時</u>および降雪の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p><u>3.8</u> その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の<u>火山現象</u>の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p><u>3.5</u> 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、<u>3.1</u>項から<u>3.4</u>項で定めた計画に基づき、<u>火山影響等発生時</u>または降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p><u>3.6</u> 定期的な評価 (1) 各課長は、<u>3.5</u>項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、<u>3.1</u>項から<u>3.4</u>項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。</p> <p><u>3.7</u> 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 (1) 各課長は、<u>火山影響等発生時</u>および降雪の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 <u>a. 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準</u> <u>火山影響等発生時において、非常用ディーゼル発電機への火山灰フィルタの取付けに着手し、かつ、第72条の3に定める外部電源について、すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合（外部電源の点検・保守等により、すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない状態において、火山灰フィルタの取付けに着手することとなった場合を含む。）</u></p> <p><u>3.8</u> その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の<u>火山現象</u>の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更（実施事項の詳細を追加）</p>